

いじめに関する現状と課題

本校の児童は、明るく元気で、休み時間には多くの児童が学年を問わず仲良く遊ぶことができる。また、素直で思いやりのある児童が多い。一方、何気なく友達をあだ名で呼んだり、乱暴な言葉遣いをしたりするなど、人権感覚が十分に育っていないと感じられる一面もある。自分の思いを適切に伝えることができず、人間関係を円滑に築きにくい児童もいる。

本校のいじめに関する現状としては、昨年度は2件の事案を認知している。2件とも3ヶ月経過のち解消とした。また、いじめとまでは認識されてなくても、善悪の判断が甘くなり、いじめへの前兆と考えられる事態が時々起こることが課題である。

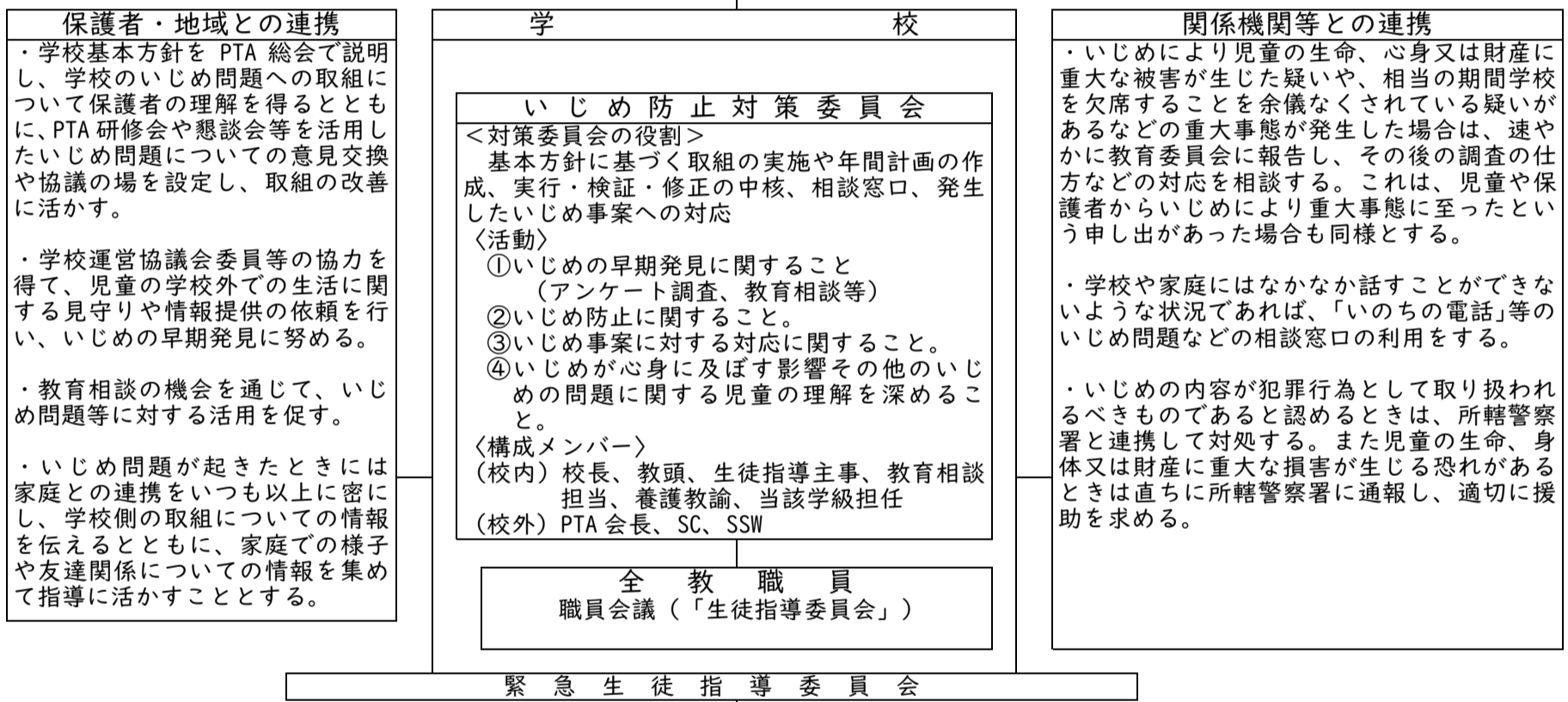
GIGAスクール構想に伴いタブレットPCを家庭で使用することが増えた。また、スマートフォン・タブレット等を使用している児童もいる。今後、SNSによるトラブルや、ネットいじめなども懸念されることから、児童の実態把握に努め、問題の未然防止と家庭と連携した対応が求められる。

1. いじめ問題への対策の基本的な考え方

全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよういじめ防止への取組を行う。

〈重点となる取組〉

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥児童のインターネットや携帯電話等の利用実態を踏まえ、児童の発達段階に応じて、情報モラルに関する授業を実施する。



学校が実施する取組

<p>① いじめの防止</p>	<p>児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導していく。さらに、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。</p> <p>また、全教職員が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や自己有用感を味わわせ、自己肯定感を向上させることができるように努める。特に、道徳の時間には「命の大切さ」や「善悪の判断」についての指導を徹底して行う。</p> <p>(1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。</p> <p>①いじめを許さない児童会活動 ②あいさつ活動 ③人権教育・特別支援教育・道徳時間の充実 ④学級集団作り(互いに認め支え合う支持的風土)</p> <p>(2)児童一人一人の自己肯定感を高める教育活動を推進する。</p> <p>①児童主体の教育活動 ②地域学習を通じた人とのふれあい ③表現力・判断力を高める児童主体の集会活動 ④異学年交流、福祉体験学習 ⑤情報モラルの指導</p>
<p>② 早期発見</p>	<p>日頃から児童が発する様々なサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、毎月の生活アンケートを実施するとともに、教育相談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。</p> <p>(1)いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。</p> <p>(2)いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して組織的に問題の解決にあたる。</p> <p>(3)家庭や地域、関係機関と連携した取り組みを行う。</p>
<p>③いじめへの対応</p>	<p>①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。</p> <p>②いじめへの組織的な対応をするために、いじめ防止対策委員会を開く。</p> <p>③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月止み、被害児童本人及び保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認し、解消と判断する。</p> <p>④いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。</p> <p>⑤いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p> <p>⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。</p>

内容	職員会議・対策委員会等	学校が実施する取組		
		①いじめ防止の取組	②早期発見の取組	③いじめへの対処
4月	○職員会議 ・いじめ防止基本方針の確認 ○校内研修 ・児童の実態の情報共有 ○学校運営協議会	○学級づくり ○縦割り班活動 ○いじめ防止基本方針を保護者へ周知（PTA総会）	○学級づくり・縦割り班づくり ○家庭訪問 ○いじめアンケートの実施	○発生事案への対処（随時）
5月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有	○縦割り班活動（1年生歓迎遠足）	○集団アセスメント（QU）実施 ○生活アンケートの実施 ○担任による教育相談（アンケートをもとに） ○いじめアンケートの実施	○アンケート結果の検討（必要に応じて対応）
6月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有	○人権について考える ・人権標語 ・いじめに関する目標等 ○人権ポスターの取組	○いじめアンケートの実施 ○教育相談（保護者）	
7月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有		○保護者個人懇談 ○教育相談（保護者） ○いじめアンケートの実施	
8月	○職員研修（人権について） ○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有		○いじめアンケートの実施	
9月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有		○いじめアンケートの実施	
10月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有		○生活アンケートの実施 ○担任による教育相談（アンケートをもとに） ○いじめアンケートの実施 ○教育相談（保護者）	○アンケート結果の検討（必要に応じて対応）
11月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有		○集団アセスメント（QU）実施 ○保護者アンケート ○いじめアンケートの実施 ○教育相談（保護者）	
12月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有	○人権週間の取組 ・人権作文・標語 ・人権参観日 ・人権集会 ・人権標語	○いじめアンケートの実施	
1月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有		○いじめアンケートの実施	
2月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有 ○学校運営協議会 ・1年間の取組の反省		○いじめアンケートの実施 ○教育相談（保護者）	
3月	○職員会議 ・生徒指導に関する情報共有 ・いじめ防止基本方針の修正		○いじめアンケートの実施 ○教育相談（保護者）	